

議会基本条例検証（検証結果）

評価 A:概ねできている。 B:ある程度できている。
 C:あまりできていない。 D:まったくできていない。 -:対象外

条 No.	条文	取組状況	課題	今後の取り組み(対策)	評価
1	(目的) 第1条 この条例は、たつの市議会(以下「議会」という。)の議会運営及び議員に係る基本理念、基本方針並びにその他の議会に関する基本的事項を定めることにより、たつの市民(以下「市民」という。)の負託に的確に応え、もって市政の発展に寄与することを目的とする。	—	・議員が議会運営委員会の位置づけや役割を十分に理解できていない。 ・議会運営委員会にかけられていない案件が、全員協議会で出てくるケースが見受けられた。	・課題については、議員の意識の問題である。議会運営委員会に対する認識を統一し、しっかりしたものになっているのかという意見が出されたことを議長に伝える。 ・この度の検証の中で、議会運営委員会の位置づけ等について意見が出されたことを各議員が認識し、再度、共通理解を深める。	—
2	(議会の役割) 第2条 議会は、市民の代表者から構成される市の団体意思の決定機関である。 2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する。	—	—	—	—
3	(議会の活動原則) 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。 (1) 議会は市民を代表する議決機関であることから、常に公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。 (2) 議決事件を十分認識し、市民に対して情報公開及び情報共有を行うとともに、議会の議決及び運営について、説明責任を果たすこと。 (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民参加を推進すること。 (4) 議会は合議制の議決機関であることから、議員間の討議を活性化し、政策立案及び政策提言を行うこと。	・議員間討議ができていない。 ・政策立案及び政策提言が行われていない。 ・委員会でのみ討議をしている。 ・常任委員会として、提案してはどうかという動きがある。	・議員提案などをしていかなければいけないが、条文に「行うこと」と書かれているができていない。 ・政策の立案、提言をする場合に、議会事務局内に法制などの専門的な職員がいない。	・議員間討議をより一層行うとともに政策立案、政策提言に繋げていく条例などの作成に取り組んでいく。 ・個人ではできなくても、委員会、会派及び有志単位で政策立案をすることはできるため、テーマを絞り、積極的に取り組んでいく。	第1項 A
					第2項 A
					第3項 B
					第4項 D

4	(議員の活動原則) 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。 (1) 市政の課題全般について、市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動すること。 (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域代表等にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。 (3) 高い倫理観を持ち、議員活動を最優先させること。	・議員研修会を定期的実施している。 ・仕事を持っている議員もいるが、議会を最優先としている。	・議員の資質向上を目指し、より研修を増やすとともに高い価値観、倫理観を優先させる。 ・個人の価値観をまとめることは難しい。	・議員研修の内容を高める方策を検討していく。	・個々の判断に委ねる。 ・自己評価していただく。
5	(会派) 第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。 3 会派は、議員の活動を支援するとともに、議会運営及び政策立案等に関し、調整に努める。	・20名中19名が会派に属している。(平成29年10月現在)	・他市の状況を見ても役取りの会派になっているところが多い。 ・国でも会派の中で意見が違う場合がある。 ・同一理念を共有するものが会派を結成し、会派で調整することも必要である。	—	・各会派で評価することとし、委員会では評価しない。
6	(市民参加及び市民との連携) 第6条 議会は、原則すべての会議を公開する。 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるよう努める。 3 議会は、広報紙、インターネット等の多様な広報手段を用いて、市民に対し積極的に情報を発信し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努める。	・すべての会議について、公開としている。 ・本会議、常任委員会の内容については、議会だよりで情報を発信している。 ・本会議のみインターネットで録画配信をしている。 ・公聴人制度や参考人制度を活用した実績なし。	—	・公聴人制度や参考人制度を必要とする機会があるときは活用する。	A
7	(市民への説明責任) 第7条 議会は、議会運営、政策決定、政策立案及び政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。 2 議会は、説明責任を果たすとともに市政の課題に対応するため、議員及び市民が自由に情報・意見交換を行う市民意見交換会を開催する。 3 前項の市民意見交換会に関し、必要な事項は、別に定める。	・常任委員会ごとに所管する団体が市民意見交換会を実施。(開催年度、回数、団体数) 平成25年度 3回 (3団体) 平成26年度 6回 (6団体) 平成27年度 6回 (6団体) 平成28年度 4回 (4団体) 計19回開催 参加団体延数19団体	・市民を対象とした議会報告会ができていない。 ・議決結果の経緯については、動画をインターネットで配信しており、見ることができるが、非常に時間がかかり、見づらい、検索しづらいなどの問題がある。	・これまでは団体と市民意見交換会をしていたが、今後は一般の市民との議会報告会の方法等を調査研究し、実施に向けて取り組んでいく。 ・議決結果の経緯を動画で配信しているが、検索や手間を省く方法を検討していく。また、定例会の議決などをまとめた動画を作成し、インターネットを使って配信することも検討していく。	B

8	(緊張関係の保持) 第8条 議会審議における議員並びに市長、その他執行機関の長及びその補助職員(以下「市長等」という。)は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 (1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。 (2) 本会議に出席した市長等は、議長の許可を得て、議員による提出議案及び質問に関し、趣旨の確認や逆質問等反問することができる。	・本会議では一問一答方式が実施されている。	・本会議では一問一答方式が実施されている。 ・委員会では、一問一答方式ができていないところが見られる。	・委員会では、一問一答方式を徹底する。 ・本会議や委員会での質疑や一般質問人数等について、理事者との緊張関係を保つため、協議研究していく。 ・反問権については、質問の要旨だけでなく、質問内容にかかる事項の確認も含め、理事者側に通知することを検討していく。 ・文書質問のやり方や様式等の要綱を検討していく。	B
9	(重要な政策等の説明及び審議) 第9条 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について、深く審議を行うため、市長等に対して、次に掲げる事項について明らかにするよう求める。 (1) 政策立案に至った経緯 (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたるコスト計算	・定住自立圏構想に関する説明 ・基本構想及び総合計画の説明	・他の自治体の類似する政策との比較検討について、より深く審議するための資料を理事者側に要求する必要がある。 ・政策の立案や提言について、議会からアクションを起こす仕組みが必要である。 ・重要な政策や事業については、事前に調査研究する特別委員会を設置するなどの取り組みが必要である。	・立案(人事案件も含む)までの過程で議会が関与する仕組みを作っていく。 ・議会がより深く審議するために、より詳細な資料を要求していく。	B
10	(予算及び決算における政策説明資料の作成) 第10条 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定により、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい説明資料を作成するよう求めることができる。	・平成28年3月定例会前の全員協議会で当初予算に関する「主要事業概要説明書」により理事者から説明。 以後、当初予算については全員協議会で理事者が説明することになった。	・より深く審議するための資料を理事者側に要求する必要がある。 ・議会側からアクションを起こす仕組みが必要である。	・決算審査の中で出された意見が言いっぱなしで終わっている。その意見に対する確認、報告する仕組みを検討する。	B
11	(地方自治法第96条第2項の議決事件) 第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件について、別に条例で定めるもののほか、次のとおり定める。 (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨を決定すること。	・平成28年3月定住自立圏の形成に関する協定の締結について ・平成29年3月基本構想の策定について	—	—	—

12	(議員間の自由討議) 第12条 議会は、議員による言論の場であることを認識し、委員会において、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審査し結論を出す場合、議員相互において十分な議論を尽くし、合意形成に努める。	・各委員会において、随時行われている。	・自由討議が、フリートークになり、論点を議論していない。 ・自由に討議をすることで合意形成を図ることが目的であるが、意見の対立もしていない議案に対して行われているケースが見られる。	・委員長が自由討議の趣旨と議事整理を理解し、委員会運営に努める。 ・議案に対する反対者がいる場合には、努めて自由討議を行う。	C
13	(委員会の運営) 第13条 委員会は、委員間の自由な討議を保証した運営を行うとともに、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努める。 2 常任委員会は、所管事務において調査が必要と決定したときは、積極的に所管事務調査を実施する。 3 常任委員会は、所管事務調査の終了後は、議長に調査報告書を提出し、一般公開する。	・各委員会において、平成26年度から所管事務調査を実施しているが、年2回以上実施され、開催回数が年々増えている。	・所管事務調査で議員から出された意見、要望等についての回答が出されていない。	・所管事務調査で出された意見、要望等について、議会が回答を求め、所管事務調査が活かされる仕組みを検討する。	A
14	(議員研修の充実強化) 第14条 議会は、議員の審査、政策提言、政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実に努める。	・平成26年度 1回 ・平成27年度 2回 ・平成28年度 2回	・テーマを絞った研修が必要である。	・任期4年間で議会としてのテーマを選択し、そのテーマに沿った研修会の実現に取り組む。	A
15	(事務局の体制整備) 第15条 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努める。	・平成27年4月から臨時職員1名増	・調査機能および法務機能の強化が図られていない。 ・政策の立案、提言をする場合に、議会事務局内に法制などの専門的な職員がいない。 ・人事に関しては、議長に任命権があるが、何も調整されていない。	・議会事務局職員の専門的知識の強化及び職員数の増員も含めた体制作りを理事者側に強く要望する。 ・議会が議会事務局の必要性、議会の活性化を理事者側にも理解できるような取り組みをしていく。 ・議会事務局の人事に関しては、議長が取り組む。	C
16	(議会図書室) 第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営する。	・庁舎の関係もあり、離れた位置に設置している。共有スペースもあり適正に管理運営ができているとはいえない。 ・インターネットの普及により、あまり活用されていない。	・庁舎内に会議室が少ないため、半分が会議室となっている。また、図書室の位置も議会事務局から離れている。 ・時代的にはインターネットが普及し、必要性が薄れている。 ・議員が図書室を活用できていない。	・図書室の位置については庁舎の増築とともに正常な位置に戻すこととする。 ・図書室の持つ機能を議会が集約し、時代に合った図書室としての機能を調査研究していく。	C

17	(議員の政治倫理) 第17条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、自己の地位に基づく影響力を行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。 2 議員は、市が行う許可、認可、請負、その他契約に関し、個人又は特定の企業及び団体のために有利な取り計らいをしてはならない。 3 議員は、市職員、臨時職員等の採用・異動等、行政の職務執行に不当に関与してはならない。	—	—	—	・議員個人の判断に任せる。
18	(議員定数) 第18条 議員定数は、たつの市議会議員定数条例(平成21年条例第15号)に定める。 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来予測及び展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討する。 3 議会は、議員が提案する議員定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用し、明確な改正理由を付して提出する。	平成29年に議員定数について議会改革調査特別委員会及び議会運営委員会で協議し、現状維持が4会派、現状維持又は減らす場合は1名減が1会派、2名減が1会派であったが、全員協議会で最終的な結論として、全国の人口別、面積別、委員会の充実、合併後の経緯から議員定数を現状の22名とした。 ・公聴会制度や参考人制度は実施していない。	—	—	—
19	(議員報酬) 第19条 議員報酬は、たつの市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年条例第40号)に定める。 2 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本に定められなければならない。 3 議会は、議員が提案する議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用し、明確な改正理由を付して提出する。	・合併以後、報酬等についての審議会は開かれていない。	—	—	—
20	(政務活動費) 第20条 議員は、たつの市議会政務活動費交付条例(平成17年条例第5号)等の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負う。	・平成22年、平成23年、平成25年、平成26年及び平成27年に政務活動費の取り扱いに関する要綱の一部を改正 ・平成26年に政務活動費交付規則の一部を改正(議員から会派へ支給)	—	・情報公開、支払方法等について、今後も随時検討していく。	A

		・平成28年度に一部の議員に対し、市民団体から指摘があり、議会としても調査したが、説明責任を果たす内容のものが得られず、返還に至った。 ・平成29年に政務活動費の取り扱いに関する要綱の一部を改正（使途の説明責任）			
21	（最高規範） 第21条 この条例は、議会の最高規範であり、議会及び議員は、誠実にこれを遵守しなければならない。 2 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図る。 3 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに議員にこの条例の理念を周知させなければならない。	・平成27年度に議会基本条例の一部を改正（第11条の一部を改正）（地方自治法第96条第2項の議決事件） ・新人議員を対象に研修会を実施し、基本条例やその他の議会運営等を周知している。	—	・正副議長中心に、議員が講師として新人議員を研修する体制づくりを検討する。	—
22	（条例の見直し） 第22条 議会は、社会情勢の変化及び市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。	・平成27年度に議会基本条例の一部を改正（第11条の一部を改正）（地方自治法第96条第2項の議決事件）	—	・必要に応じて、議会基本条例の検証を行う。	—